

葉津文楽の調査

二村 智・横山 泰

はじめに

平安時代に起源をもつ傀儡くわいが人形浄瑠璃じやうるりの形式をもつのは、室町時代に好評を博した、語り「浄瑠璃姫物語」と結びついた江戸時代初期のことである。この古浄瑠璃は近松門左衛門（承応2～享保9）・竹本義太夫（慶安4～正徳4）によって完成されつつ、一人遣ついでから三人遣ついでという新しい操法へと展開した。

歌舞伎とならんで国民の娯楽の双壁として親しまれた人形浄瑠璃は、淡路——大阪——全国各地の順を追って伝播していった。

岐阜県に伝えられる人形浄瑠璃は次のようになる。葉津文楽の調査結果を記すにあたり、岐阜県の人形浄瑠璃の分布を示し、葉津文楽理解のための資料としていただきたい。

文楽名	所在地	文化財の指定	管理者
真桑文楽	本巣郡真正町真桑	国重要無形民俗文化財 県重要有形民俗文化財	保存会
乙女文楽	関市富野字梅ノ木		小沢家
竹原文楽	益田郡下呂町竹原		洞奥一朗
半魚文楽	瑞浪市日吉町半原	国重要無形民俗文化財 県重要有形民俗文化財	保存会
大井文楽	恵那市大井町	県重要有形民俗文化財	市教育委員会
三宅文楽	羽島郡岐南町		
八木文楽	揖斐郡大野町		区有財産
室原文楽	養老郡養老町室原		青木忠夫
恵那文楽	中津川市川上		保存会
東野市山	揖斐郡池田町東野		保存会
葉津文楽	加茂郡七宗町神淵	県重要有形民俗文化財	保存会

葉津文楽の発見は加茂郡七宗町教育委員会前社会教育主事西山喜洋氏に負うところで、その発見時の概要は「葉津の文楽人形調査報告」に載せられている。また同様な調査報告が岐阜県教育委員会より発表されている。岐阜県博物館では、葉津文楽の資料が当館に寄託されたのを機会に細部にわたって再度調査をした。

1. 収蔵地の春日神社

加茂郡七宗町神淵葉津地区に、西流する葉津川を前にし、南面して春日神社は鎮座している。春日神社の倉が文楽資料を収蔵していた場所である。倉は今上天皇の御即位御大典記念として新築され、新築の経緯は『御宝倉新築概要』に明らかである。改築の工期は昭和3年10月3日の総集会による新築委員の選定から、昭和5年4月29日の新築にかかわる帳簿の監査終了をもって終る。この

おり拝殿の屋根瓦の葺替を行っている。拝殿は現存する拝殿のことで、旧神瀨郷各村に見られる農村歌舞伎を演じた舞台形式の拝殿ではない。従来の調査では葉津地区には農村舞台はないものとされたが、聴取調査の結果その存在が確認された。場所は現拝殿の場所で、規模は現拝殿を上回るものということであるが、詳しいことはわからなかった。ただ、現拝殿の屋根瓦の葺替時期から考えて、舞台形式の旧拝殿は、旧神瀨郷の他村の農村舞台と同一時期に成立したものと考えてよいと思う。



春日神社

『御宝倉新築概要』の綴に添付された文楽資料の目録によると、倉に格納された文楽資料は「阿やつ裡頭」・「た刀」・「衣裳」・「幕」・「鎧入レ」が1号から3号までの長持に収納したとある。目録に記された数量と実際に確認されたものとは一致しないのは格納後に変動があったのであろう。この綴に続いて、昭和6年11月3日の記銘のある『春日神社鳥居改築記帳』がみられた。このことは昭和5年に文楽資料が倉に収蔵されたことを意味する。最後の上演を暗示するものとしては、長持の底に敷かれていた大正14年の日付けの「新愛知」・「岐阜日報」・「岐阜日日新聞」や、「大正4年の御大典に文楽を上演した」「昭和の御大典は衣裳を付けて飾った」という古老の言等のみが手がかかりであるが、文楽資料はおそ大正4年以後のいつかまでは上演され、昭和初期には上演技術が失われ、単に衣裳を着つけて飾る状態になったと思われる。

2. 葉津村

旧葉津村は江戸時代には尾張藩領に属し、神瀨郷10か村の一つとして立地した。神瀨郷は明治4年の廃藩置県のおりに武儀郡に属し、杉洞村・万場村・葉津村・八日市村・中切村・寺洞村・大橋村・大塚村・間見村・奥田村の10か村を統合して一つの行政単位として成立した。この統一体は明治6年以後に政府が推進する行政単位の平準化のための町村合併でも、武儀郡から加茂郡へ移行した以外には変ることなく今日に至っている。

神瀨村は津保川沿いの津保街道と飛驒川に挟まれた地で、村の中央を津保街道の若栗から分かれて神瀨村に入った飛驒街道が神瀨川に沿って北上し、金山につながっている。

津保街道は関・上有知と高山を結ぶ街道である。街道の繁栄は金森長近の関・上有知の統治にはじまる。慶長5年(1600)、関ヶ原合戦において長近は徳川家康に従い、西軍に味方した郡上の小八郎胤直を討ち、戦功として関・上有知を与えられた。長近は自己の領地高山と、この地を結ぶ必要から津保街道を開発したのである。したがって津保街道は金森氏が宝暦郡上騒動の失政によって廃絶され、高山・関・上有知が天領となることによって、その直接的意義は失われたと見られる。元禄2年(1689)、享保2年(1717)に鳥居市と行合におかれた「抜荷守」は郡上より高山方面に向う荷物を改めたものであるが、後には金山経由の通行が一方的となり、灰・炭・油・糸・塩・木綿等の物資の多くが津保街道から飛驒街道へとその搬路を変更している。この時期を岐阜県史は寛政年間と(1789~1800)している。

神瀨川支流葉津川の洞に立地ある葉津村は、これら主要道に接する村ではないが、間道をもっていた。

神湊郷の石高は『濃州徇行記』によれば1760石で、葉津村は92石、10か村の中では最も低い方である。しかし、1戸当りの石高は他村と大差はない。神湊郷10か村は、村高の高低にかかわらず農村舞台を持っている。現存するのは杉洞・万場・大塚・八日市場である。『農村舞台の総合的研究』によれば、この地域の農村舞台は神社の拝殿を舞台に兼用した拝殿形式の分布地域で、その範囲は飛騨街道及びその裏街道に沿って益田郡から関・各務原に及んでいる。舞台の成立期は宝暦・天明の頃とされるが明確ではない。舞台が神社境内に多いのは、多額の建築費と維持費を生産力の低い村が捻出することができない結果であり、芝居が娯楽性を重んじつつ、本質的には祭祀にかかわっていたことによる。特異とするのは葉津村のみに人形浄瑠璃が存在したことである。

3. 塚本和吉と葉津文楽

春日神社に残る文楽人形首^{かしろ}42個は、昭和5年の目録に見える50個と一致せず、8個の首が所在不明である。また、これは別に塚本家宅から34個、その他から3個の首が発見された。このうち塚本和吉銘のある首^{かしろ}が23個ある。年次順にすると次のようである。

安永二己十月	葉津塚本和吉作	和吉年令43歳	西暦1773
安永五年申七月	塚本和吉	46	1776
安永六年十月	塚本和吉俱續作	47	1777
安永八己亥五月	和吉作	49	1779
安永九子歳	塚本和吉作	50	1780
天明元年丑ノ五月	塚本和吉作之	51	1781
安永十	塚本和吉作	51	1781
安永十丑二月	塚本和吉作	51	1781
安永十丑三月	塚本和吉作	51	1781
享和元年酉八月	塚本和吉	行年七十一歳ニ而作之	1801
享和二戊		七十二歳ニ而俱續	1802
(文化元)	和吉七十四ニ而作之		1804
文化十年酉六月	塚本和吉作之	行年八十三	1813
文化十一年	塚本和吉	八十四ニ而作之	1814
文化十一戊五月	行本八十四ニ而作之	塚本和吉	1814
文化十一戊五月	行年八十四ニ而作之	塚本和吉	1814
文化十三年	塚本和吉四八十六歳ニ而作之		1816
文化十三子五月	行年86ニ而作之	塚本和吉	1816
文化十四丑五月	塚本和吉	八十七歳ニ而作之	1817
文化十四年丑五月	塚本和吉	八十七歳ニ而作之	1817
文政元年寅九月	八十八ニ而作		1818
文政元年寅年	八十八ニ而俱續作		1818
文政二年卯夏	塚本和吉俱續作(花押)	八十九歳ニ而作之	1819

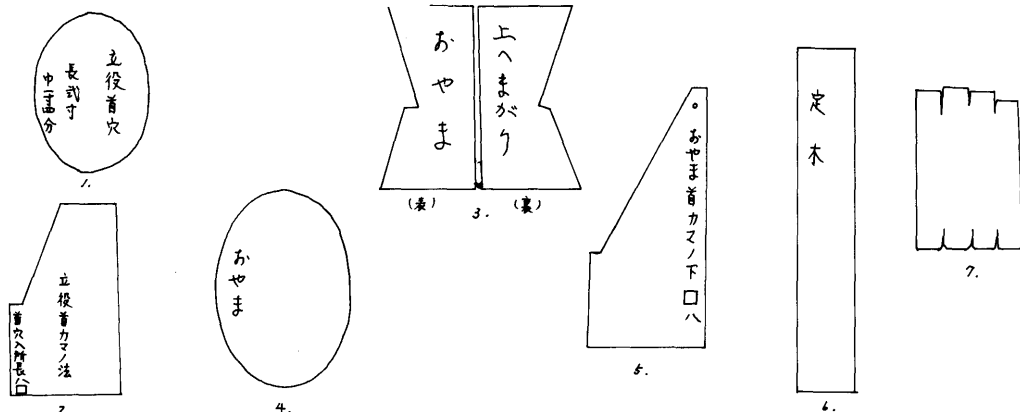
他に「巳十一月 塚本和吉」のみの銘がある首と、「和吉」銘の墨書と、彫刻のあるさしがねが各1点ある。

塚本家について最も古くさかのぼれるところは、寛永四年(1627)に没した人物で、戒名を仙齡軒古岳常椿居士という。墓碑銘に見られる塚本姓の初出はこれより120年ほど後の宝暦13年(1763)

の塚本利助である。利助を継いだのが和吉である。和吉の生存年代は享保15（1730）～文政2年（1818）である。和吉と同世代に塚本平太郎、塚本忠兵衛の名がみられるが、和吉とはいかなる関係の人が不明である。塚本家は和吉の後、塚本慶八郎——塚本和吉——岩之助（和吉）と代を重ねた「和吉」の没後にその名が襲名されたことは、初代和吉がそれを当然とさせる人物であったことを想像させる。「和吉」と同時代に著された『濃州徇行記』は葉津村の条で「蔵持たる者などもあり」と記している。文化年間の塚本家の構えはこの記録の一部分、おそらく大部分を占めるものと考えてよい。江戸時代においては、すべての面で「襲ぐ」ということは通俗のことであるが、塚本家における和吉の名は、私財を投じて村人に慰労の操人形芝居、歌舞伎芝居を持ち込んだことを含めて重要な役割を果たしていたのである。

和吉の首の制作は安永2年を初出とし、安永10年を一応の区切りとして文化11年までは3例を認めるのみである。51歳から71歳までの空白は、幕府の禁令と深いかわりを持つことがすでに指摘されている。安永10年、すなわち天明元年は天明大飢饉の始まる年である。そして7年に及ぶ飢饉の後に実施される寛政の改革は厳しく儉約を励行した。田沼時代を受けたこの幕政改革は相当の厳しさをもったものであった。和吉の首制作が中断する時期はちょうどこの時と一致するのである。

文楽の首を淡路・大阪の人形師が制作することは当然のことであるが、在地の者が制作したという例は珍しいことである。和吉が首や小道具を制作したということには様々の疑念をもったが、それを否定したのは次のような、人形作成上の「定木」の存在である。



葉津文楽の首は全体的に見れば共通性があり、県内他の首とは相違する。しかも葉津文楽の首の中でも、同一役柄の首でありながら相違するものがある。特に和吉銘のある首と、銘のない首との間にそれがみられる。おそらく和吉と和吉以外の複数の手によって製作されたのであろう。そして和吉以外の者こそ葉津に文楽技術を持ち込んだ人形操師であったと考えられる。『日本の人形芝居』は文化年間の淡路人形の衰退を「全国各地において自立人形芝居が続出して、淡路人形遣の回国を阻んだからである。著者の推測では、文化文政期における全国の人形芝居は、三人遣だけで千か所は下るまい。その種子を全国に蒔いたのは、淡路人形であった。」と説明している。思えば文化の伝播の型式が葉津文楽にもあてはまるのである。

4. 塚本和吉以後

塚本和吉は文政2年（1819）夏まで首の製作を続け、その秋に没した。文化年間に一気に花ひらいた葉津文楽は、天保の改革に禁圧され、明治時代にも禁圧を受け逐次衰退した農村歌舞伎と同じ

運命をたどったと思われる。この間わずかに葉津文楽の動きを示すのが、文楽資料中にある黒衣の用いるずきんである。二枚あるずきんは桐竹流のものである。麻を素材としているから夏に用いたものである。寛政から文化にかけて名を残した桐竹門造は、本巢郡真正町真桑に文楽を伝えた人で名古屋の豊松姓の人形遣77歳と関係のあった人である。しかし、これらの人形遣77歳が葉津文楽とどのような関係にあったかは不明である。

衰退して行く葉津文楽に最後の名を残したのは義太夫塚本卯太郎である。昭和44年に91歳で没した氏の名前は熊谷陣屋・御所桜弁慶上便・太十・手習児や、本蔵下屋敷・鎌倉三代記・政岡忠義段・朝顔日記等の浄瑠写本の奥付にみられ、小道具類から推測するとこの他では天神記・太閤記・三番叟・奥州安達ヶ原・一の谷救軍記・仮名手本忠臣蔵・傾城反魂香・本朝廿四孝等が演じられた。

5. 幕

目録の中に「鹿ニ紅葉ノ染入レ」の本幕のほか浅黄幕、黒幕がある。本幕には「初代、明暦三乙未、二代、享保十五庚戌、今三代 享和二壬戌」と染め抜きがされている。春日神社で用いた幕であるためか、2頭の鹿が色づいた紅葉の大木の下でたたくむ図柄が藍の素地にあざやかに染められている。葉津文楽が塚本和吉の創始とするなら、明暦、享保に製作された幕はおそらく歌舞伎に用いたものではなかろうか。岐阜県における農村歌舞伎は、文化文政期をはるかにさかのぼり宝永3年、すなわち18世紀初期にまで認められているからである。

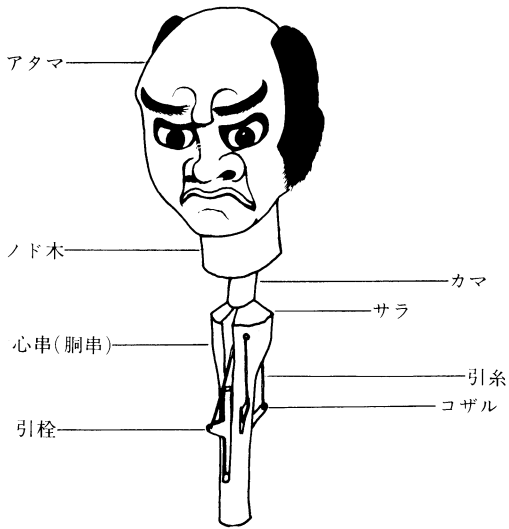
6. 首かしら

首かしらの分類と名称の起源については安永天明ごろ（1780年前後）刊行された「浄瑠璃譜」と享和2年（1802年）刊行の「戯場楽屋図絵拾遺」とが唯一の古い文献である。両者とも20数種の人形品目をあげているが、これらの首かしらは性根の外に髪かみの結い方、顔かほの塗り、衣裳の種類で200種にも500種にもなり、また太夫の語り方で「検非違使」を「文七」に、「団七」を「文七」にした人形遣77歳もあったといわれている。現在文楽座等で使われている首かしらと結びつけることも無理なところもあり、あえて名称をつけなかった。したがって写真資料はすべてのせることにする。

人形首かしらは、男女と老若に大別でき、また善人は白塗り、悪人は赤塗りと性格が塗りによってわかるようにするつくりにはななっているが、大きさは県内の他にあるものより小ぶりであり、いかにも地方の作品らしい稚拙な味のあるものである。

つくり方は、材を二つ割りとし、顔面を彫り、目・鼻・口・耳などをつくり、後頭部とともに内面をえぐる。それを張り合わせる。空洞にした内部に眼球・眉毛・口などを動かすためのクジラの骨を発条代りとおるからくりが内蔵されている。頭部の下顎部を大きくくりぬきそこに頸部を挿入し、竹釘で串刺しにする。これを軸として頭部が前後に動く。頸はその下に芯串とよばれる人形遣77歳が握り支える柄のようなものが付く。この串に、溝あるいは中空の縦穴をつくり、先端は頭の内部に結びつけ、一端は串についた小猿とよぶ上下に動く小さな横木と結ぶ。この小猿を操者が動かすことによって首かしらが前後したり、口を開き、眉毛を上下したりするのである。葉津の人形には口が動くのは写真1の三番叟のみで、眉毛を上下出来るものも数個である。

カシラの部分名称



写真下の□×□は、顔の長さ×顔の幅であり、単位はcmである。



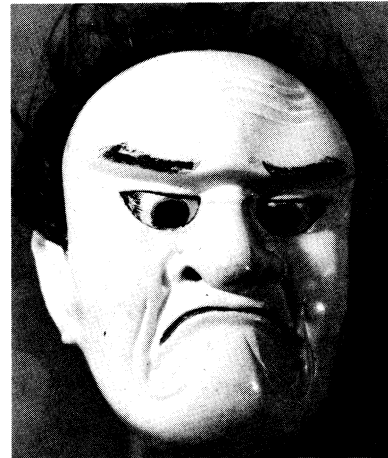
(1) 11.8×8.0



(2) 11.3×8.8



(3) 10.2×7.0



(4) 11.5×8.2



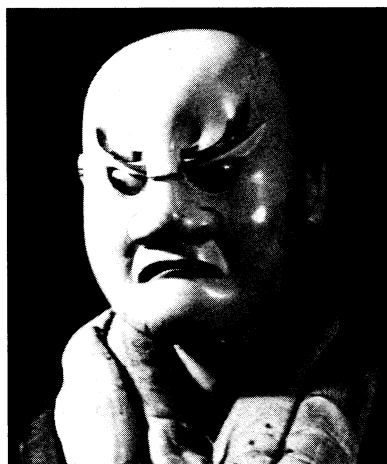
銘
安八巳亥五月
和吉作

(5) 11.8×9.7



目眉が動く

(6) 10.6×6.8



銘
文化十四年巳五月
八十七歳ニ而作之
塚本和吉

(7) 12.0×8.5



(8) 12.0×8.1

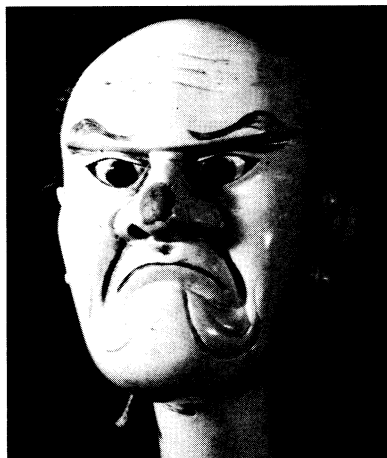


柄に「玉子」の字あり

(9) 11.5×7.7



(10) 13.8×9.2



銘
安永五年申七月
塚本和吉

(11) 12.0×9.5



目動き
赤塗り

(12) 11.8×9.6



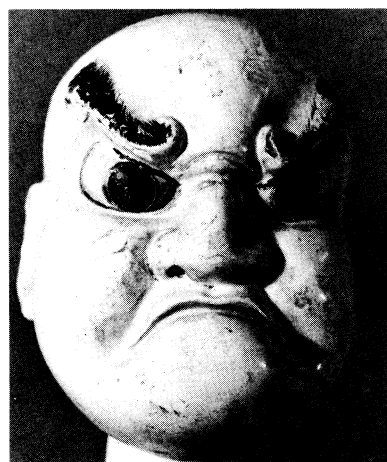
薄黒塗り

(13) 11.3×9.2

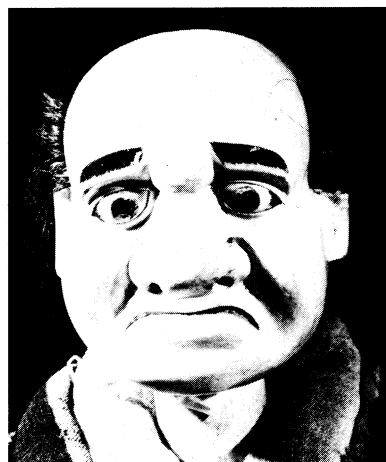


赤塗り

(14) 12.5×8.4

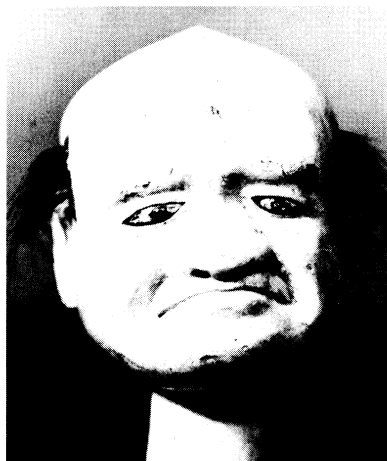


(15) 11.2×8.0



銘
文化十四年巳五月
八十四歳にて作之
塚本和吉作

(16) 11.2×9.4



(17) 9.6×7.3



(18) 11.6×7.7

銘
己十一月
塚本和吉



(19) 11.1×7.7



(20) 11.3×8.2

銘
文化十三年
八十六歳
塚本和吉
而作之



(21) 8.3×8.2



(22) 8.9×6.7



(23) 8.5×6.2

銘
文化十一年
八十四歳
塚本和吉
而作之



(24) 6.8×5.1



(25) 9.0×7.0



(26) 11.1×7.5



(27) 10 8×8.0

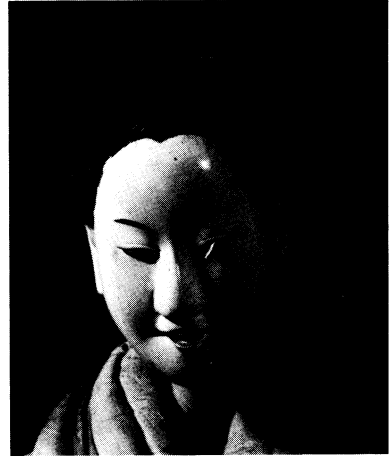


(28) 10.0×6.9



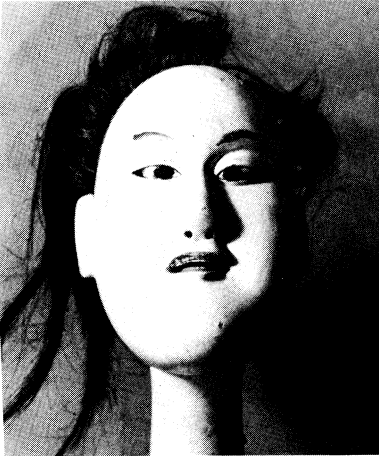
銘
安永九子歳
塚本和吉
作

(29) 10.5×7.4



銘
安永十
塚本和吉
作

(30) 10.1×7.3



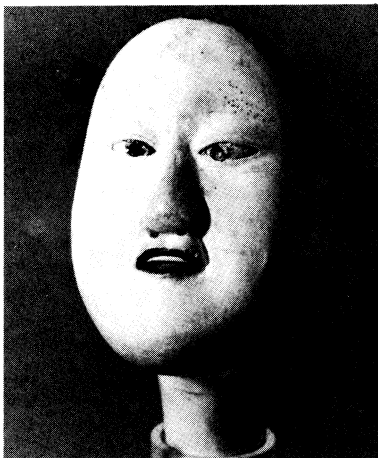
銘
安永六年十月
塚本和吉
頑続作

(31)



墨書あれど読解不能

(32)



(33) 10.5×7.0



(34) 10.3×8.0



(35) 9.3×7.9

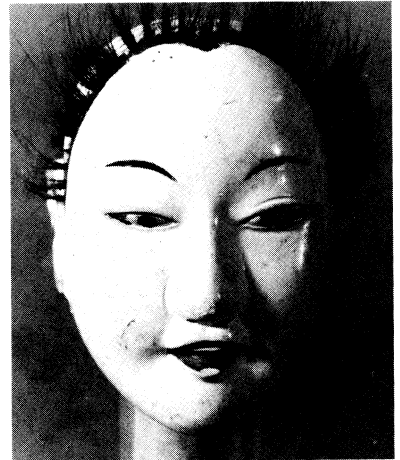


(36) 10.0×7.3



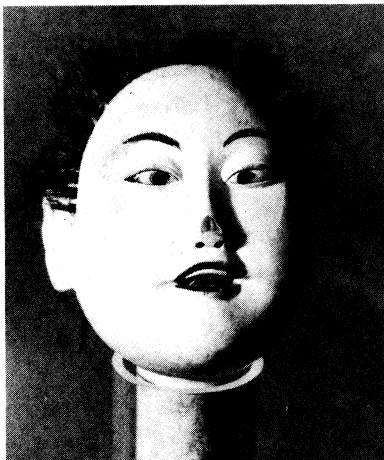
(37) 8.3×6.7

「娘」の字あり



(38) 9.8×6.7

銘 享和二戌
七二歳ニ而預統



(39) 8.0×6.7



(40)

墨書の銘

7. 衣裳

衣裳は華やかなものや地味なものがあり、その役柄によって使いわけるのである。材質には、羽二重・縮面・銘仙・紬といった絹織物や、木綿のものがある。形として小袖・振袖・筒袖のもの、打掛・袴・袴などがある。また柄では、小紋柄・大紋柄・花紋・雷紋・柄子柄など、中でも金糸で模様を織り出した金欄のものや、^{じゆす}繻子の地織りに模様を織りこんだ^{とんす}緞子のものなどがある。

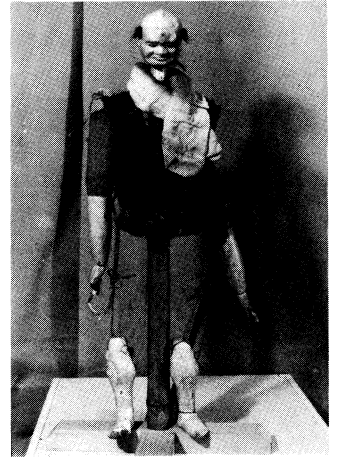
- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| (1) 大紋花模様 (赤地花文金欄狩衣) | (33) 紺地金摺模様袴 |
| (2) 金欄花模様袴上下一枚上 (赤地龍花紋金欄袴の内下) | (34) 茶地八角文男向 |
| (3) 金欄袴下り (赤地花紋金欄袴) | (35) 紺地花文袴 |
| (4) 金欄赤地袴上下 (赤地花竹違文金欄袴) | (36) 白地ニ金ノ縫模様女向一重 |
| (5) 赤地大紋 (萌葱地草花文織角文字付小袖) | (37) 青地ニ四目菱紋付男向一重 |
| (6) 夏衣大紋一枚 (紫地梅花散霞直衣) | (38) 紫地羽子枝模様赤帯付き |
| (7) 赤ノ麻ノ大紋上下 (赤地肩ニ黒模様直垂) | (39) 青地ニ梅模様女向一着 |
| (8) 金欄男向着付一重 (赤地向かい鶴菱文金欄小袖) | (40) 赤地縮緬草柄模様 |
| (9) 鼠地金欄下模様陣羽織一枚 (紺地ニ襟花文金欄縫合陣羽織) | (41) 青地葛文女向 |
| (10) 金欄両袖 | (42) 白青赤逢文上着 |
| (11) 白地ニ縫模様女ノ向キ一重 (白地勺葉蝶紋縫舞鶴紋付小袖) | (43) 紺地金羽模様袴 |
| (12) 赤地桔梗紋男向着物一重 | (44) 黄地茶菱文 |
| (13) 青地羽二重鶴文男向一重 (青地折鶴紋小袖) | (45) 茶地八角文男向 |
| (14) 柿色丸ニ四ツ目紋 男着付一 (柿色地稻妻紋四ツ目紋付小袖) | (46) 浅葱地柳文縫男向 |
| (15) 赤地縮面丸ニ小ノ字ノ紋付男向一重 | (47) 黄地雷文袴 |
| (16) 紫地四ツ目紋男向一重 (紫地稻妻紋縫四ツ目紋付小袖) | (48) 白地黒格子文女向 |
| (17) 青地揚葉蝶紋 (青地樹花扇織揚げ羽蝶紋付小袖) | (49) 紺地花文袴 |
| (18) 青地ニ黒袴付男向一着 | (50) 紺地格子文女向 |
| (19) 鶴亀模様打掛ヶ女向一枚 | (51) 茶無地袴 |
| (20) 赤地縮緬縫模様打掛ヶ女向一枚 | (52) 赤地八角文上着 |
| (21) 浅葱地素襖 | (53) 青地丸ニ葉模様上着 |
| (22) 紫地ニ海老ノ縫模様男向一枚 | (54) 白地無地男向 |
| (23) 青地ニ上葉ノ蝶ノ紋打掛ヶ女向一枚 | (55) 白地羽二重花模様縫上着 |
| (24) 白地ニ金ノ縫模様付男袴一卷 | (56) 白地無地子供向 |
| (25) 縮緬羽織丸ニ四ツ目紋金模様男向一枚 | (57) 赤地紋文子供向 |
| (26) 白地羽二重 | (58) 紫地羽二重男向 |
| (27) 黒地金ノ縫模様男向 | (59) 赤地草色ソデロ上着 |
| (28) 黒地雷文男向 | (60) 緑地縦縞上着 |
| (29) 白地花文織羽二重男向 | (61) 五色縦縞上着 |
| (30) 茶地桐竹車裾模様 | (62) 青地桔梗紋袴上着のみ |
| (31) 黒地エリ縞模様子供向 | (63) 赤地大口上下 |
| (32) 紺地格子子供向 | (64) 緑地帯 |

8. 人形の拵え

昭和55年12月16日より昭和56年2月1日まで、『よみがえる葉津文楽』のテーマのもとに資料紹介を開催した。展示のために当館で拵えた人形を紹介しておく。

人形の構造は、肩板と腰輪とつなげば人形胴体のすべてであり、肩板にくられた穴に首の胴串が挿込まれると人形の中樞神経がここに集まる。肩の両端に吊られる手・腰輪からさがる足などがある。足も女形にはなく裾のふきについた布玉をにぎって動かされるのである。

振り当てられた役々の人形は、このように肩板のところで、襟の位置をきめて、衣裳を重ねて糸と針でとめていくのである。



均整のとれた眉と眼、ひきしまった口元は智謀を胸底に秘めた信心の人らしい内面性がよく表われている。

検非違使の首で、髪相違によっていろいろの実役に流用され、役柄の広範な首であるといわれている。

袴をつけ、時代物の殿様役に拵えたものである。

きりっとしまっ上品な顔立ちで髪はまるまげであり、金襴の帯に打ち掛を着せ時代物の女房役として拵えた。





三番叟



使偉非検



役悪 物時代



房女 物世話



娘 物時代



男若



孔明



世話物 娘



世話物 婆



又平



奴



世話物 婆